

Title	ヤールホト古墓群新出の墓表・墓誌をめぐって
Author(s)	荒川, 正晴
Citation	シルクロード学研究. 2000, 10, p. 160-170
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/88458
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

3. ヤールホト古墓群新出の墓表・墓誌をめぐって

荒川正晴

今世紀初頭より、トルファンのカラ=ホージャ (高昌故城) およびヤール=ホト (交河故城) 周辺では、これら両故城に隣接して広がる古墓群において、断続的ながらも発掘作業が続けられてきた。その結果、多くの発掘墳墓より、漢文の墓表・墓誌が様々な遺物とともに発見されている。両古墓群より発見された墓表や墓誌は、総計300点以上に達しており、時代的に見れば、3~8世紀に及ぶ(1)。なかでも6~7世紀前半の麹氏高昌国時代の墓表が圧倒的に多く、7世紀後半~8世紀半ばの西州都督府時代の墓誌が、これに次いでいる。

最近でも、新疆文物考古研究所と早稲田大学との共同発掘調査により、ヤールホト漢人古墓群より、1994年の試掘で1点、さらに1995年の発掘作業において2点、1996年度の発掘で2点、合計5点の墓表と墓誌が出土した(2)。本報告では、これら新出の墓表・墓誌の写真と録文を提示し、併せてそれらが当地域の歴史および考古研究において、どのような意義をもつものなのかを簡略ながら指摘しておきたい。

1 新発見の墓表・墓誌史料

まずは、新たに出土した墓表・墓誌の録文を以下 に掲げておく。

①E-Ⅳ-d-3(黄文弼の溝西区、辛筌)出土・・・

麹氏高昌国、延昌18 (578) 年墨書 32.2(天地)×31.8(幅)×3.9(厚)cm

②E-IV-d-2 (黄文弼の溝西区、辛瑩) 出土・・・ 麹氏高昌国、延昌26 (586) 年

朱書 31.0×30.6×3.5cm

7	6	5	4	3	2	1
五.	患	参	府	丗	歳	延
辛	殯	軍	省	日	+	昌
氏	喪	於	事	丙	_	廿
之	春	交	後	午	月	六
墓	秋	河	遷	初	朔	年
表	H .	堓	中	鎮	丁	丙
**	+	遇	兵	西	11:	午
	有					

③ J-WI-c-3 (溝南区、張筌) 出土・・・・ 延昌26 (586) 年

墨書 31.0×31.0×4.0cm

4	3	2	1
之	春	月	三延
墓	秋	戊	昌
表	七	申	廿
	+	朔	六
	七	寢	季第
	張	疾	丙
	元 .	卆	午
	尊		歳
			+

④D-IV-f-2 (黄文弼の溝西区) 出土・・・・・

5	4	3	2	1
范氏之墓表			□□月十三日以前	□□□廿九年己酉
	妻		Hil	

麹氏高昌国、延昌29 (589) 年 朱書 34.0×34.0×4.0cm

⑤B-Ⅲ-c-10 (黄文弼の溝西区、張塋) 出土・・ 唐西州、咸亨 5 (674) 年 墨書 35.5×35.0×4.1 cm

9	8	7	6	5	4	3	2	1
	伏 惟	与 捕	無常	世為	妻	西州	戌朔	維 大
咸	尚	柳	生	四	唐	 交	Ŧī.	唐
亨	嚮	而	於	虵	氏	河	月	咸
五.		先	淨	莽	早	縣	庚	亨
年一		彫	國	逐	稟	人	戌	五.
五		嗚	何		生.	前	四	年
月一		呼	其	鼠	知	録	日	歲
四		哀	竹	相	託	事	癸	甲次
日		哉	栢	推	於	張	11:	
記					人	歓		
				旦				

以上①~⑤の録文のうち、⑤のそれについては、近時、邱陵氏が「交河新出土唐張歓□妻唐氏墓表釈読訂正」『西域研究』1998-1、62-63頁において、発掘当初に倉卒に作成された「中間報告書」(1996年8月発行)に載せた筆者の録文をいち早く取り上げられ訂正を施されているので、以下にコメントを加えておきたい。まず筆者の当初の録文に対して、同氏が移録の誤りと指摘されたのは、次の五点である。

(a) 5 行目・上から 5 文字目の「奔」→「莽」(邱陵 氏による訂正、以下同じ)

(b)同行・上から8文字目の「擧」→「鼠」

(c)同行・上から10文字目の「推 | → 「摧 |

(d)同行・上から12文字目の「亘」→「一旦」

(e) 7 行目・上から 2 文字目の「捕」→「櫹」

(a)…確かに字体そのものは「莽」であり、釈読としては同氏が指摘されるように「莽」字を採用すべきである。ただし「莽逐」という表現は、いささか奇異な印象をもつ。四蛇が草むらより追いかけることを意味するのであろうか。筆者が当初、これを「奔逐」としたのは、「追いかける(追逐)」という意味をもつ、きわめて一般的な漢語「奔逐」が頭にあっ

たからである。本来、「莽逐」であったのか、「奔逐」 と書くはずが「莽逐」となったのか、何れとも断じ がたい。

(b)…「鼠」の文字については、既に調査帰国後 (1996年9月) にいち早く東野治之氏よりご教示戴いていた。同氏からは、万葉集巻五にのせる山上憶良の挽歌序に「二鼠四蛇」の句が見えており、これが人命の無常迅速なるを表現していることを併せてお教え戴いた。その後、1997年6月22日に行われた「シルクロード国際研究集会-日中共同交河故城城南墓地発掘調査の成果-」(於早稲田大学)では、この釈読に基づいて研究報告を行っている(当日配布された資料中に録文を載せておいた)。「中間報告書」でも、1996年9月の時点で既に訂正を行っている。

(c)…「推」を「摧」と改める必要は全くないと考える。それは、「二鼠相推」とは、『周易』巻十八、繋辞下に「日月相推而明生焉、…寒暑相推而歳成焉。」とあることに基づいた表現であるからである。ちなみに「二鼠」とは、「日月」あるいは「昼夜」を喩えたものである。

(d)…録文原稿からの単純なワープロ打ち込みミスであり、言うまでもなく「一旦」である。もちろん前掲の「シルクロード国際研究集会-日中共同交河故城城南墓地発掘調査の成果-」でも、これを訂正している。「中間報告書」でも、1996年9月の時点で既に訂正を行っている。

(e)…邱陵氏は指摘されていないが、『世説新語』上巻之上、言語第二に「誰謂松竹与蒲柳而先彫。」とあることに基づいたものであろう。トルファンでは、この表現は好まれたらしく、アスターナ出土(Ast. 09)の「唐永隆二年(六八一)西州高昌県張相歓墓誌銘」の一節に、この「誰謂松竹与蒲柳而先彫。」が見えている(A.Stein, Innermost Asia, vol. Ⅲ, London, 1928, plates LXXV)。ここでは、明らかに「蒲」字が用いられている。これらのことから、⑤の墓誌も「蒲」であることが求められよう。であれば、邱陵氏のように「糒」という字を敢えて創出するのは適当とは思えず、字形から判断して「蒲」字の音通である「捕」字が用いられていたと考える

方が妥当であろう。

さて上掲①~⑤の墓表・墓誌が出土した墳墓のヤールホト古墓群全体の中での位置は、図1に示した通りである。これらの墳墓は、黄文弼が区分命名した「溝西区」と「溝南区」双方に跨っており(3)、墳墓の数はきわめて少ないものの、ヤールホト古墓群の端から端までをおさえている。

またこれらの墓表・墓誌のうち、最も年代が遡るのが、①の麹氏高昌国の年号を有する延昌十八年(五七八)の墓表で、最も年代が降るのが、⑤の唐の年号を有する咸亨五年(六七四)の墓誌である。このことから、時代的にも、ヤールホト漢人古墓群の中心をなす、麹氏高昌国期と西州交河県期とをカヴァーしていると言えよう。

2 ヤールホト古墓群における漢人墓 葬域の形成と墓表の出現

トルファン盆地のうち、ヤールホト地域を中心とする西半部は、5世紀の半ばまで、いわゆる車師族が車師前王国を建て、東のカラホージャを中心とした漢族もしくは漢化した諸勢力と相対し、その独立を保持していた。こうした情勢が崩れたのが、北涼政権の末裔である沮渠安周がトルファンへ落ち延びるとともに、車師前王国を破ってトルファン盆地を統一した承平八(四五〇)年のことである。これを

機に、ヤールホト地域への漢人入植がはじめて開始 されることになる。

このことは同時に、5世紀中葉以降、車師人にかわり、ヤールホト墓葬域、なかでも黄文弼の言う「溝西区」「溝南区」において、漢人がネクロポリス(墓葬域)の形成を始めたことを意味している。

ただし、このヤールホトに漢人が墓葬域を造営し始めたといっても、すぐに墓表が埋納されたわけではなく、それが認められるのは麹氏高昌国の三代目の王・麹堅の時代以降のことである。このことは、ヤールホト古墓群より出土した墓表の年代を通覧することによって確認できる。以下に、黄文弼氏が発掘したヤールホト古墓群出土の墓表を高昌国の年号ごとにまとめ、その点数を示しておく(4)。

これを見ればわかるように、麹氏高昌国の章和年間を遡る墓表は一点も出土しておらず、新出の墓表 も、このことを確認するものである。

白須淨眞氏によれば、章和年間は、王家・麹氏を頂点として麹氏高昌国の実質的な国家基盤が確立した時期であり、さらにこの時期を画して、トルファン盆地における墓制・葬制が画一化の方向に進み、アスターナ・カラホージャ古墓群では、次に掲げるような状況($I \sim V$)を見ることができるようになるという $^{(5)}$ 。

- I. 墓表の作成と規格・文面の画一化
- II. **望域**の石欄(石囲い、enclosure)の形成 ⁽⁶⁾

	王名	元号	墓表・墓誌数(前掲墓表・墓誌分は除く)
1	麹嘉	承平 (1~8) /502~509	0
		義熙 (1~16) /510~525	0
2	麹光	甘露?(1~5) /526~530	0
3	麹堅	章和 (1~18) /531~548	2
4	麹玄喜	永平 (1~2) /549~550	1
5	麹口口	和平(1~4)/551~554	2
6	麹寶茂	建昌(1~6)/555~560	6
7	麹乾固	延昌 (1~41) /561~601	5 2
8	麹伯雅	延和 (1~12) /602~613	1 0
		義和 (1~6)/614~619	6
9	麹文泰	重光 (1~4) /620~623	3
		延壽 (1~17) /624~640	1 9
10	麹智盛	/640	

- Ⅲ. 木棺葬の消滅ないし減少
- IV. 隨葬衣物疏の作成と文面の画一化
- V. 伏羲女媧図の埋納

ヤールホト古墓群では、II~Vの点については、そもそもこれら遺物の出土例が皆無に近い(ただし 伏羲女媧図だけは、「溝南区」より一件だけ出土したことが黄文弼により簡単に報告されている(**))ため、本古墓群でこれらを埋納する風習があったかどうかさえもわからないが、Iについては、新出の墓表がすべて、塼で作られていること、またその形が方形で前掲の①~④を通して31~34cmであることから、これまでに発見されている麹氏高昌国時代の墓表の規格と基本的に相違するところはない。また文面に関しても大きく異なる部分はなく、あらためて麹氏高昌国時代に創出された画一的な墓表が、「溝西区」「溝南区」全体に埋納されていたことを知る。

と推定されるものを指す。

これによって、少なくとも「溝西区」においては、 麹氏高昌国の章和年間には塋域を示す石欄が出現し たことがうかがえるとともに、「溝南区」でも遅く とも延昌年間には、それが見られたことが知られる。 後者の点については、新出の③の墓表の発見により 裏付けられるとともに、このことはまた麹氏高昌国 の章和年間から遅くとも延昌年間(6世紀後半)ま でのほぼ半世紀間に、溝西地区のほぼ北端(実際に は西端)より、溝南地区のほぼ南端(実際には東端) に至るまで、塋域の石欄と墓表を伴う交河漢人層の 墓葬群が、三道溝と四道溝に挟まれた台地全体にわ たって形成されたことを示唆していよう。

3 ヤールホト古墓群における身分・ 階層差による墓葬域の区別

麹氏高昌国においては、墓表は原則として官人ク

(溝西区)

また**Ⅱ**については、 既に述べたように今 回の調査において明 らかに章和年間を遡 ると推定されるもの はなかった。参考ま でに、既存の黄文弼 の報告書(『陶集』) から、「溝西区」お よび「溝南区」にお ける石欄を有する同 姓墓群の墳墓で、年 代が確定できるもの のうち最も年代が遡 るものを掲げると次 のようになる。この うち、下線部を施し た墳墓は、この墳墓 の塋域内における位 置から見て、その造 築年代が石欄の造営

時期とほぼ一致する

● 「麹癸〕建昌4年、(558) 麹那妻白阿度及女	(『陶集』	455頁)
● 「張拳」 延昌12年 (572) 張阿口	(『陶集』	456頁)
[麹坐]延昌17年(577)麹謙友	(『陶集』	444頁)
● 「史聲」延昌 5 年 (565) 史祐孝	(『陶集』	445頁)
[氾整]和平2年(552)氾紹和及夫人張氏	(『陶集』	445頁)
●「趙榮〕建昌元年、(555) 趙榮宗夫人韓氏	(『陶集』	446頁)
[畫塋]章和16年(546)畫承	(『陶集』	447頁)
[田塋]永平元年(549)田元初	(『陶集』	447頁)
● 「孟榮」和平4年,(554) 孟宣宗	1	『陶集』	447頁)
[曹坐]延昌37年(597)曹智茂	(『陶集』	448頁)
[蘇塋]延昌22年(582)蘇玄勝妻賈氏	(『陶集』	448頁)
●「衛榮」延昌33年、(593) 衛孝恭妻袁氏	(『陶集』	449頁)
[羅塋]延壽13年(636)羅氏妻太景	(『陶集』	449頁)
[袁塋]延昌9年(569)袁穆寅妻和氏	(『陶集』	449頁)
[唐坐]延昌13年(573)唐忠賢妻高氏	(『陶集』	450頁)
[馬塋]延昌21年(581)馬阿巻	(『陶集』	452頁)
[劉坐]延昌27年(587)劉氏	(『陶集』	453頁)
[王坐] 延昌5年(565)王阿和	(『陶集』	453頁)
● [索榮] 延昌 3 年 (563) 索演孫	(『陶集』	453頁)
● 「氾聲」章和18年(548)氾靈岳	(『陶集』	454頁)
● 「任榮」,建昌2年,(556)_任叔達妻袁氏	(『陶集』	454頁)

(溝南区)

[索坐]延昌7年(567)索守豬妻賈氏

(『陶集』457頁)

ラスだけが遺し得たものであり、そのためこれは、 官人身分、即ち士人階層の身分を示す表象の一つと なっていた⁽⁸⁾。即ち、ヤールホト古墓群に埋葬さ れた人々は、同国における士人階層に属し、同古墓 群は、基本的に鎮西交河公府・交河郡の地方官を歴 代に亘り輩出した、交河地方の豪族等のための墓域 となっていたのである⁽⁹⁾。

前掲①~⑤の墓表・墓誌五点を出土した墳墓は、こうしたヤールホト古墓群(溝西区・溝南区)の中において、それぞれ北端部・中央部・南端部に位置しているが、ヤールホト古墓群におけるこれらの墓域の位置は、それぞれ埋葬された士人たちの間に認められる階層的な差異にも関連しているように思われる。

まず⑤の墓誌は、溝西区の北端(西端)域に造営される張塋内墳墓より出土したが、この塋域からは既に黄文弼が墳墓二基を発掘し、それぞれの墳墓から(A)「高昌延昌十二年(五七二)張阿□墓表」(朱書、九行)と(B)「高昌延昌二年(五六二)張氏墓表」(朱書、五行)を獲得している(図1参照)。これらの銘文は、次に掲げる通りである。

(A)

- 1 延昌十二年歳御壽星
- 2 望舒建於星記下旬九
- 3 日々維丙辰新除鎮西
- 4 府散望將□□省事又
- 5 轉□□兵参軍復遷為
- 6 戸曹司馬字阿□春秋
- 7 七十咸一原出敦煌功
- 8 曹後也霊柩葬題文於
- 9 墓張氏之墓表者也

(録文/『塼集』46-47頁)

(B)

- 1 延昌□年壬午歳四月□
- 2 庚子十□□庚戌鎮西府
- 3 省事後□功曹寝疾
- 4 卒春秋□十八有葬於
- 5 西陵張氏□□表

(録文/『塼集』44頁、写真/図版10、98頁)

これらの墓表から、この張塋に葬られた一族が、 敦煌の名族張氏の末裔と称していたこと、さらに (A) の張阿□は、鎮西府散望将→省事→中兵参軍 と官を転遷し、最後には交河郡において最高官たる 司馬官にまで昇りつめたことが知られる。

またこの張塋に隣接して造営された麹塋には、麹 弾那夫妻の墳墓が造築されているが、同墓出土の墓 表(墨書)には、

(C)

- 1 延昌十七季丁酉歳七月壬申朔
- 2 鎮西府帯閣主簿遷兵曹司馬
- 3 追贈高昌兵部司馬字弾那
- 4 春秋六十九寝疾卒夫人敦煌張氏
- 5 麹氏之墓表

(録文/『塼集』49頁、写真/図版23、111頁)

と見えており、この麹弾那が敦煌張氏出身の夫人を娶っていることがわかる。隣接した塋域の位置関係も考慮すれば、両氏は姻戚関係にあったと推測される。さらに興味深いのは、この麹弾那は、交河郡の司馬クラスを越えて、高昌国の中央官たる兵部司馬を追贈されていることであり、交河郡・鎮西府に仕えた地方官人としては破格的な扱いを受けていた。

同じく溝西区の北端(西端)域には、麹塋がさらに一つ造営されているが、そこに埋葬された麹懐祭も中央官を授けられていた。彼の墳墓から出土した墓表(朱書)には次のように記されている。

(D)

- 1 延昌丗一年辛亥三
- 2 月朔壬午九日庚寅新除
- 3 交河中兵参軍轉遷客曹
- 4 司馬更遷倉部司馬追
- 5 贈倉部長史金城
- 6 麹懐祭之墓表

(録文/『塼集』54頁、写真/図版33、121頁)

この墓表から、麹懐祭は実際に中央の高昌都城に 倉部司馬として赴任したようであり、追贈官として は麹弾那よりもさらに高く倉部長史を贈られていた ことが知られる。さらに注目されるのは、この塋域 に葬られる交河郡麹氏が高昌国の王族麹氏と同じく 金城を郡望とすることで、その例外的な中央への任 官から見ても、おそらくはこの麹氏は王族麹氏に連なるものであったと考えられる。

このことから、追贈とは言え中央官に就いた麹弾 那が属す麹氏も、王族麹氏に連なるものと見るのが 妥当であろう。その姻戚関係にある張氏との関係も、 王族麹氏が張氏と密接な婚姻関係を結んでいたこと と関連する可能性がある。

この他にも、溝西区の北端(西端)域には、先の 麹懐祭が属す麹塋の麹慶瑜が交河郡の田曹司馬に任 官し(『塼集』63頁)、さらにこの麹塋と婚姻関係に あったと思われる史塋の史祐孝〈図1-(e)〉は、 交河郡の田曹司馬に就いた後、中央の高昌司馬の官 を追贈されている(『塼集』101頁)。

以上から、この溝西区の北端(西端)域は、中央 (高昌都城)および地方(交河郡)の司馬クラスの 官職に昇り得る有力豪族層の墓葬域となっていたと 見られる。

これに対して①・②・④の墓表は、溝西区の中央部に造営される墳墓より出土している。この一帯から出土する墓表の特徴として注目されるのは、その墓主の任官は、最高で各曹・録事の参軍どまりであり、溝西区の北端(西端)域とは異なり、司馬に昇るものは皆無であったことである⁽¹⁰⁾。このことから、溝西区の中央部は、地方(交河郡)の<u>参軍クラス</u>以下の官職を得る、中・小豪族層の墓葬域となっていたと見られる。

さらに、③の墓表は、溝南区の墳墓(J-WI- c - 3、張瑩)より出土し、この墳墓は同区域の中でも最東端部に造営されている。墓表の内容からは、溝南区の墓葬域と溝西区・中央部のそれとの性格の相違を想定するのは困難であり、同様に中・小豪族層の墓葬域であったと推測されるが、ただ注意されるのは③が、高昌国の官職・追贈を得た形跡のない墓表であったことである。もちろん前掲①・②・④の墓表を出した溝西区・中央部の塋域(E-IV-d、溝西区・辛塋等)でも、①のように高昌官人として仕官せず、没後追贈もされていない例は認められる。ただし、③が出土した張塋は、全部で5基の墳墓が発掘されたものの、墓表の埋納は、5基のうち一つの墳墓のみであった可能性がある(11)。あるいは溝

南区の最東端域は、高昌国において、貧官も得るまでに到らなかった庶人新興層もしくは弱小没落豪族等の墓域となっていた可能性も考えられる。

4 西州交河県の麹氏・張氏

唐西州時代に属す⑤の墓誌は、黄文弼が既に発掘した、先に掲げた当地の有力豪族であった張氏の塋域より出土したものであるが、黄文弼が獲得した墓表が麹氏高昌国時代のものだけであったので、今回の発掘により、同塋の張氏が麹氏高昌国滅亡後、唐西州時代にどのような立場に置かれたのか確認できることになった。

まず、唐が高昌国を征服した後、それまでの交河地方の豪族は、その多くは西州交河県を本貫とする百姓(白丁、交河県民)となっていたものと見られる。一部には、折衝府の軍官に就くものもいるが、それも継続性がない不安定なものであったことが指摘されている⁽¹²⁾。つまり、ヤールホト古墓群は、高昌国の士人の墓葬域からその大半が唐の庶人の墓葬域へと転換したことになる。ただしこうした状況のなかでも、麹氏高昌国時代に交河地方の最有力豪族として存在した張氏は、依然として一定の優遇された立場にあったことがうかがえる。

即ち、張塋より出土した⑤の墓誌によると、本被葬者について「西州交河縣の人、前の録事の張歡□」と記されており、本塋の張歡□が録事に任官していたことが知られる。銘文に「前」とあるものの、これが西州府設置以前の麹氏高昌国時代の官職を指しているわけではないことは明らかである。なぜならば、もし麹氏高昌国時代の官職であれば、墓誌にはすべて「偽」と明記されるからである(13)。とすれば、これは西州交河縣の録事であったと認めざるを得ない。県の録事は、唐の県における文書行政において枢要な実務を担っており、官(流内官)品の無い胥吏(雑任)とは言え、唐においては、実質的に県の行政を支える胥吏の中でも比較的高い地位にあったと見られる。

またロシアのペテルスブルク所蔵の文書(唐龍朔 二年(六六二)九月書写『妙法蓮華経』第十の奥書) の一節には、「今有交河縣主簿麹明倫、割捨資財、 為亡妣冩妙法蓮華経一部。」とあり、県において録 事の上司で文書行政を統轄する主簿となっていた交 河県の麹明倫の存在を伝えている⁽⁴⁾。先に見たよ うにヤールホト地域にあっても、麹氏は最も有力な 一族となっており、この主簿の地位に就いていた麹 氏も、そうした麹氏一族に連なる人物であったと見 られる。録事に任じていた張歡□と同様に、前掲の ヤールホト古墓群・溝西区の北端(西端)域に造営 された麹塋に埋葬されていた可能性は高い。

この録事・主簿は、現在確認できる墓誌で判断する限り、この両氏を除きヤールホト古墓群に埋葬された旧士人層で就任していた例は皆無である。このことからすれば、トルファンが大唐帝国の支配下に組み込まれ、独立オアシス国家から唐の直轄州県へと大きくその政治・社会・経済的状況を変化させてゆくなかにあっても、溝西区の北端(西端)域に埋葬されていた張氏一族や麹氏一族などは、胥吏とは言え在地社会においては依然として一定の地位を唐によって保証されていたことをうかがわせる。

5 墓誌に見える浄土思想

今回出土した西州時期に係る⑤の墓誌は、これまでに紹介されてきたそれには見られない、ユニークな内容を有していることに注目される。即ち、本墓誌には「一旦無常、生於淨国」なる表現が用いられており、浄土信仰というものが唐支配期のトルファンにおいても広まっていたことをうかがわせる。もちろん浄土信仰そのものは、西州以前の麹氏高昌国でも、王族においては既に見られ、そのことは「麹斌造寺碑」⁽¹⁵⁾ や高昌国の滅亡直前に書かれた「高昌王女写維摩詰経」題記(スタイン2838号)などから知られる。したがって、先の表現が一つの墓誌に見出される点のみをもって、唐支配期にトルファンで浄土信仰が普及していったことを指摘するのは困難である。

そこで、当地の冥界観、なかでも在地豪族層で形成されていたそれを糸口として、唐西州期の墓誌において何故にこうした表現が用いられるにいたった

のか、以下、簡略ながら検討を加えておきたい。

この地の冥界観については、先ず隨葬衣物疏に付 された呪術文言が、六世紀はじめにトルファンに建 国した麹氏高昌国の士階層の人々のそれについて、 その一端を教えてくれる。その表現は書式として定 型化したものではあるが、ここでは被葬者の多くは 「仏弟子」と表明され、彼らが生前「仏の五戒を持 ち、専ら十善を修めたしことが記されている。こう した彼らの冥界への旅立ちは、この呪術文言では、 まず「大徳比丘」が冥界の神である「五道大神」に 対して、故人が「五道」を自由に通行できるように 依頼することから始まる。白須淨眞氏によれば、こ の「五道大神」に対する依頼文そのものの作成と保 証を行っていたのが、「李堅固 | 「張定度 | といった 神仙であった。そして「五道大神」はこの依頼を受 けると、「五道」を「逕渉(経渉)」する(わたる) ことを認可する判辞を下すことになり、故人はこれ で安全に冥界へ旅立てるというわけである(16)。こ の「五道大神」については、同時期の中国内地にお けるそれと併せて検討しなければならないが、ただ 呪術文言全体を通して見ても、この「五道」なるも のが、いわゆる地獄・餓鬼・畜生・人・天を指すも のなのか、単に方角としての五方を指すのか、はた またそれ以外のものなのか、判断することはかなり 困難である。麹氏高昌国において麹氏王家を中心と した鎮護国家的な仏教信仰が盛んであったことは、 ここに立ち寄った玄奘の報告からもよく知られてい るが、少なくとも、この国における「仏弟子」たる 士人が実際に信じた冥界は、中国内地の漢人と同様 に、いわゆる儒・仏・道、三教が複雑に絡まった上 に構築されていたと見るべきであろう(17)。

また、この隨葬衣物疏は、こうした冥界への通行 証としての性格から、被葬者の衣服の内など、最も 遺体に密着して納められていた。高昌国時代には、 このほか邪気を払う呪符的な働きもある『孝経』⁽¹⁸⁾ も、被葬者に近接して納められていたものと考えられ、被葬者は、随葬衣物疏とともに、これを伴って 冥界に渡る場合もあったのである ⁽¹⁹⁾ 。

ところが、やがて高昌国が滅亡して貞観十四年 (六四○) にトルファンが唐の支配下に置かれると、 先に掲げた隨葬衣物疏は消滅し、かわって功徳疏・ 功徳牒が作成・埋納されるようになる。このことは、 単にオアシス独立国家が消滅したというだけでなく、 それまで保持していた人々の冥界観までもが影響さ れていったことを意味している。即ち、唐支配下に おいて作成・埋納されるようになる功徳疏・功徳牒 には、それまでの随葬衣物疏に見られた冥界の神で ある「五道大神」はまったく現れず、かわって浄土 への往生を願う故人が、生前、如何に「写経・誦経・ 布施 | 等の功徳を積んだかを記すなど、浄土信仰と いうものが明らかに反映されている⑩。このこと は、七世紀の唐支配時代になってから、トルファン に浄土信仰が一般に深く根を張り信仰されていった ことを示唆している。つまり唐支配下における浄土 信仰の広がりは、唐がトルファンを直接的な支配下 に組み込んだことと深く関係すると推測できよう。

こうした浄土信仰の深まりの結果として、前掲の ⑤の墓誌に、「一旦無常、生於淨国」なる表現が登 場したものと見られる。

さらにこの墓誌には、これまでの墓誌では確認す ることができなかった「二鼠」「四蛇」という表現 も用いられているが、これは人命の無常迅速なるこ とを表現した仏教経典(「賓頭廬突羅闍為優陀延王 説法経」≪宋・天竺三蔵求那跋陀羅〈guna bhadra〉 訳、『大正新修大蔵経』・32論集部・1690≫、「仏説 譬喻経」≪大唐三蔵法師義浄訳、『大正新修大蔵経』 ・ 4 本縁部 下・217≫) に基づくもので、「二鼠」 (黒白二鼠) は昼夜あるいは日月にたとえられ、四 蛇は四大(一切の物質を構成する四大要素)を表し ている。この仏教説話に見える「二鼠・四蛇」の譬 喩は、東西世界に伝播し、東は六朝時代の中国より 奈良朝の日本(『万葉集』巻五)へ、また西は中世 ヨーロッパ(キリスト教聖者伝『バルラームとジョ サファット〈Barlaam and Josaphat〉』寓訓の第 四)へと伝わっていった(21)。

トルファンにおいて、この比喩表現が何れの時代に流入していたのかは詳らかではないが、これが「一旦無常、生於淨国」という表現と併せて見られることは、唐のトルファン支配にともなって中原仏教文化が当地に流入し、唐以前の儒・仏・道、三教

が複雑に絡んだ冥界観から、浄土の存在を強烈に意識してゆく時代への移行と密接に連関するものであった可能性を示唆している。

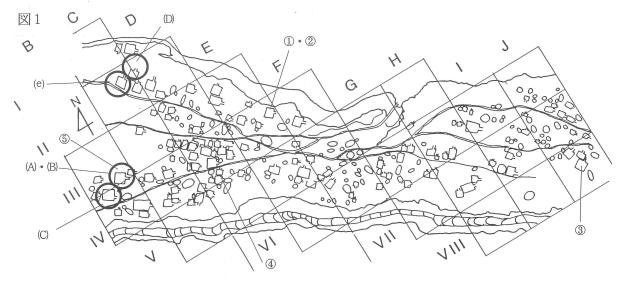
ただし唐支配以前においてトルファン漢人がもっていた冥界観が、浄土信仰が浸透してゆく中でどのように変容していったのか、またそれが唐の支配期を経て、後のトルコ化してゆく時代に継承されていく部分があったのか否か、詳しくは今後の検討に俟つほかない。

注

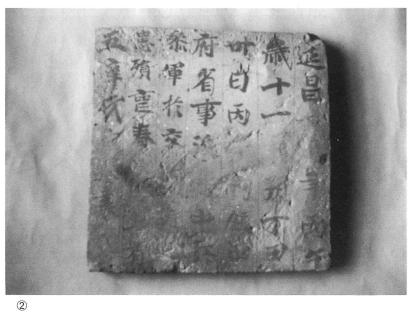
- (1) 1994~1996年に出土したヤールホト古墓群の墓表・墓誌を除き、カラホージャ・アスターナ古墓群を含めたすべてのトルファン出土墓表・墓誌は、關尾史郎編「吐魯番出土漢文墓志索引稿(I) (Ⅲ)、補遺」『吐魯番出土文物研究会会報』86-88・103、1993・1995年によってリストアップされ、録文と図版の索引が作成されている。
- (2) 1994年と1995年の調査概要については、『中国新疆トルファン地区の総合的調査』(平成6~8年度文部省科学研究費補助金・国際学術研究中間報告書)1996年(以下、「中間報告書」と略称)・新疆文物考古研究所「1994年吐魯番交河故城溝西墓地発掘簡報」『新疆文物』1996-4、2-12頁・同「1995年吐魯番交河故城溝西墓地発掘簡報」同上、13-40頁を、また1996年度の調査については、新疆文物考古研究所「1996年新疆吐魯番交河故城溝西墓地漢晋墓葬発掘簡報」『考古』1997-9、46-54頁・同「新疆吐魯番交河故城溝西墓地カ大高昌一唐西州時期墓葬1996年発掘簡報」同上、55-63頁を参照。
- (3) 黄文弼『高昌陶集』(西北科学考査団叢刊之一) 1933年(『中国西北文献叢書』第七輯、『西北考古文献』第二巻、蘭州、1990年所収)(以下、『陶集』と略称し、頁数は『中国西北文献叢書』による)。ちなみに黄文弼氏の言う「溝北区」に存在する墓葬は、前漢時期にまで遡るものであり、車師族に関わるものであることは明白である。さらに近年、この「溝北区」に隣接する台地上とこれまで漢人墓しか確認できなかった「溝西区」に、車師族の王族クラスと思われる墳墓が存在することが明らかとなった。『文物報』1994年11月27日付けの「交河放城出土一批珍貴文物」および前掲「1996年新疆吐魯番交河故城溝西墓地漢晋墓葬発掘簡報」・『新疆維吾爾自治区 絲路考古珍品』上海訳文出版社、1998年、205-213、304-308頁等参照。
- (4) ここでは『陶集』・『高昌塼集』増訂本、北京、中国科学院・考古学特刊第二号、1951年(以下、『塼集』と略称する)および前掲注(1)の關尾氏のリストに基づいて作成した。また表中、章和年

- 間については、『塼集』などでは「高昌章和七年 (五三七)十一月張歸宗婦人素氏墓表」をヤールホト・溝西区出土とするが、前掲の『陶集』(441頁) にこれがアスターナ・カラホージャ古墓群出土で あることが報告されているので、ここではカウントしなかった。
- (5) 白須淨眞「アスターナ・カラホージャ古墳群の墳墓と墓表・墓誌とその編年(一) —三世紀から八世紀に亙る被葬者層の変遷をかねて一」『東洋史苑』 34・35号、1990年、37-41頁。
- (7)『陶集』439頁。
- (8) 白須、前掲注(5) 論文、29頁。同「トゥルファン古墳群の編年とトゥルファン支配者層の編年」 『東方学』84、1992年、118頁。
- (9) 白須淨眞「高昌門閥社会の研究-張氏を通じてみたその構造-」『史学雑誌』88-1、1979年、32-35頁。
- (10) ヤールホト古墓群の溝西区・中央部墓域に埋葬されたもので、交河郡の諸曹司馬に昇進した例は皆無であり、追贈を含めて例外なく、交河郡鎮西府の諸曹参軍・録事参軍どまりである。『陶集』『博集』所収の「雅爾湖溝西古墳塋分布図」および『博集』41-70頁参照。
- (11) 新疆文物考古研究所「1995年吐魯番交河故城溝西 墓地発掘簡報」『新疆文物』1996-4、21-27頁。
- (12) 白須淨眞「唐代吐魯番の豪族―墓塼よりみた初期・ 西州占領策と残留豪族の考察を中心として―」『東 洋史苑』 9、1975年、49頁。
- (13) もちろん、唐西州時代の墓誌に記されるすべての官名に「前」字がつくわけではないが、「周神功二年(六九八)臘月范羔墓誌」に見える「前城主」はその例である。A.Stein, Innermost Asia, vol. IV, Oxford, 1928, pl.127 / L.Giles, Chinese Inscriptions and Records, in A.Stein ed., op. cit., Vol. II, p.1043.
- (14) SI 4bKr/71。本文書の存在と録文は、吉田豊氏よりご教示戴いた。
- (15) 黄文弼『吐魯番考古記』北京 中国科学院・考古 学特刊第三号、1954年の「図59拓本」や池田温 「高昌三碑略考」『三上次男博士喜寿記念論文集・ 歴史編』平凡社、1985年、108-114頁参照)
- (16) 白須浄真「隨葬衣物疏付加文言(死人移書)の書式とその源流」『仏教史学研究』25-2、1983年、72-99頁。
- (17) 小田義久「吐魯番出土葬送儀礼関係文書の一考察」 『東洋史苑』30・31、1988年、41-82頁ほか参照。

- (18) 厳耀中「麹氏高昌国時期的≪孝經≫与孝的観念」 『中華文史論叢』38、1986年、275-282頁。
- (19) ちなみに西州時代に降っても、埋納される目的で 納められた文書のうち、出土状況が確認できるも のは、何れも被葬者に近接して納められていた。 例えば、左憧憙という高利貸しの墳墓に埋納され た契約文書は、まとめられて被葬者の腋に置かれ たり、またトルファンの名門・張氏一族の末裔、 張無価の告身も広げて胸元に置かれていた。この うち契約文書に関しては、アメリカのハンセン女 史がこれが埋納される意味について、先の左憧憙 のそれに基づき次のように結論する。即ち、これ ら埋納された契約書は、現世ではその役割を終え ているものの、冥界ではなお機能し得たものであ り、現世では履行されなかった契約の実現を冥界 において果たすために、冥界の法廷に提出する証 拠書類としてこれらを埋納した、と。 Valerie Hansen, Negotiating Daily Life in Traditional China, Yale University Press, 1995, p.229. 同 (本間寛之訳注)「何故契約文書を墳墓に埋納した のか」『吐魯番出土文物研究会会報』108、6 (636) 頁。ただし、ハンセン女史は触れていないが、左 憧憙の墓以外にも、埋納する目的で納められた契 約文書が認められるが、そこには明らかに被葬者 が契約の当事者になっていない(とは言ってもお そらくはその一族のものが関わっている)ものや、 実物ではなく副葬用に作られた可能性があるもの があり、こちらは直ちに冥界の法廷に提出するた めと判断できるわけではない。
- (20) 王素「吐魯番出土≪功徳疏≫所見西州庶民的浄土信仰」『唐研究』1、1995年、11-35頁。ちなみに、この随葬衣物疏と功徳疏・功徳牒との交代の時期を具体的に見るならば、高昌国滅亡後の十数年間、つまり永徽年間頃までは、書式は以前の衣物疏に則りながらも「五道大神」の名はまったく消失してしまい、そしてその後、咸亨年間頃に功徳疏・功徳牒(前掲の左憧憙の墓に納められた「唐咸亨四年(六七三)左憧憙生前功徳及隨身銭物疏」は衣物疏から功徳疏への過渡的な形態)が納められるようになる。
- (21) 板橋倫行「黒白二鼠譬喩譚」「奈良朝芸文に現われた「二鼠四蛇」」(『大仏造営から仏足石歌まで』せりか書房、1978年所収)、239-263頁参照。この文献の存在は、東野治之氏よりご教示賜った。あらためて謝意を表する次第である。









3



4



(5)